平成２３年（フ）第２６号
さいたま市桜区田島３丁目17番12号　ＪＡＺＺ101号
債務者　柳田　庄三
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６２号
熊本市川尻５丁目２番60号
債務者　江口　伸廣
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９号
埼玉県熊谷市上之1771番地　メゾン原口201
債務者　神農　和男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　猛美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１号
兵庫県篠山市今田町上立杭１番地66
債務者　森本　浩嗣
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　岩夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第４号
兵庫県篠山市住吉台23番地19
債務者　大江　康児
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　岩夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
さいたま市岩槻区西町５丁目６番27号
債務者　原田富士子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　徳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
秋田県横手市駅南１丁目４番37号
債務者　高橋　孝彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１１９６号
横浜市西区戸部本町３番２号、申立時の住所埼玉県新座市野火止８丁目８番20―111号武蔵野北スカイハイツ
債務者　栗原　忠昭
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　章夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９７号
横浜市西区戸部本町３番２号、申立時の住所埼玉県新座市野火止８丁目８番20―111号武蔵野北スカイハイツ
債務者　栗原美代子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　章夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
岡山市北区佐山326―15、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目５番21―202号
債務者　宮脇　栄男
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
名古屋市名東区山の手１丁目511番地　マンションオオクラ303号、旧住所愛知県豊田市豊栄町５丁目109番地　アウローラ109―502号
債務者　米津　岩夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　幸造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
和歌山県日高郡みなべ町山内1442番地
債務者　泰地　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１９号
埼玉県蕨市塚越１丁目３番６号　Ｄ’クラディア蕨202号、旧住所埼玉県川口市上青木３丁目１番11号
債務者　増田　　円
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
長崎県諫早市栄田町31番22号、前住所佐賀県佐賀市栄町６番17―102号
債務者　ベストプランニングこと　富田　秀隆
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４号
熊本県山鹿市山鹿１番地広町ビル503
債務者　荒木　正利
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第５号
熊本県山鹿市山鹿１番地広町ビル503
債務者　荒木　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３３７５号
北海道石狩市花川北２条５丁目28番地
債務者　山口　聡子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部